

令和8年度石川県意見表明等支援事業事務局業務 委託公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の目的

意見表明等支援員による一時保護児童等との面会を通じて、子どもの意見形成及び表明を支援し、子どもの意見表明権の保障と権利擁護の推進・強化を図るため、意見表明等支援員等の子どもとの面会調整等を担う事務局業務を委託し、独立性を確保した支援・運用体制の充実を図る。

2. 業務内容

令和8年度石川県意見表明等支援事業事務局業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりにする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 委託事業費の上限額

7,830千円（消費税及び地方消費税含む。）

5. スケジュール

(1) 公告	令和8年4月 7日（火）
(2) 参加申込書等提出期限	令和8年4月14日（火）正午
(3) 質問票提出期限	令和8年4月16日（木）正午
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年4月24日（金）正午
(5) 審査会（書面審査）	令和8年4月27日（月）
(5) 選定結果通知・公表	令和8年4月27日（月）以降
(6) 契約の締結	令和8年4月27日（月）以降

6. 企画提案公募参加者資格

企画提案公募参加者（以下、「参加者」という。）は、以下の条件を全て満たしている者とする。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人又はその他の法人
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書等提出期限において、指名停止または参加排除期間中にある者ではないこと。
- (5) 参加申込書等提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定

に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。）

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 政治団体
- キ 宗教団体

7. 参加申込書等の提出

参加者は、以下の書類を提出すること。ただし、(1)～(4)は令和 8 年 4 月 14 日までに、(6)(7)は必要な場合に提出すること。

(1) 参加申込書【様式 1】

（最新の決算書、定款等、(あれば)団体の概要が分かるパンフレット等)を添付すること。）

(2) 役員名簿【様式 2】

(3) 誓約書【様式 3】

(4) (石川県税の納税義務を有する者は)石川県が発行する納税証明書の写し

(5) 企画提案書【任意様式】

提出先 kosodate@pref.ishikawa.lg.jp (石川県健康福祉部少子化対策監室)

(6) 参加辞退届【様式 4】

参加申込書【様式 1】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式 4】を提出すること。

(7) 質問票【様式 5】

質問はメールで行うこと。

①回答は、質問ごとに随時質問者に対して行う。

②企画提案書の審査に関する質問は回答できないものとする。

質問先 kosodate@pref.ishikawa.lg.jp (石川県健康福祉部少子化対策監室)

8. 企画提案書作成に関する注意事項

企画提案書は、以下の事項を遵守して作成すること。

- (1) A4、横書き、表紙に「石川県意見表明等支援事業事務局業務企画提案書」と記載すること。
- (2) 文字サイズは12ポイント以上とし、言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。
- (3) 再委託は原則禁止とし、やむを得ない事情により再委託を行う場合は、その委託先及び業務内容、再委託金額を記載すること。
- (4) 見積書【任意様式】を添付し、宛先は「石川県知事」とし、一式計上ではなく、第三者に客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の単価、数量等が判断できる内容とする。）
- (5) 提出できる企画提案書は1案までとする。
- (6) 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- (7) 一度提出した企画提案書は、石川県の指示を除き、書き換え、引き換え、または撤回することができない。
- (8) 企画提案書の記載が、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該企画提案書を提出した者が負うこととする。

9. 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその権利はすべて石川県に無償で譲渡するものとする。
ただし、石川県と参加者が協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を石川県に帰属させることが困難なものについては、この限りではない。
- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は参加者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (3) 参加者は本事業に係る成果を学会等で発表する場合には、あらかじめ石川県の承認を得るものとする。

10. 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、提出された企画提案書をもとに書面審査とする。

- (1) 別添「令和8年度石川県意見表明等支援事業事務局業務審査基準」に基づき、令和8年度石川県意見表明等支援事業事務局業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、審査を行うものとし、最も評価の高い参加者（以下、「最優秀提案者」という。）を契約の相手方として選定する。
- (2) 参加者が1者の場合、参加者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (3) 審査委員会は、石川県を通して、参加者から追加の書類提出や聞き取り等により企画提

案書の内容確認を行うことができる。

- (4) 審査は非公開で行う。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。
 - ①審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - ②他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
 - ③実施要綱に適合しない書類作成をすること。
 - ④提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤そのほか、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11. 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した者に対して、電子メールにより通知する。なお、審査内容及び採点、審査結果に関する質問や異議は一切認めないものとする。

12. 契約の締結

- (1) 石川県は、審査委員会が最優秀提案者とした者と本件業務委託について、別途改めて協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された企画提案は、石川県との協議により修正・変更を行う場合がある。
- (2) 上記「13. 審査結果の通知」により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき、または協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行った上で契約を締結することがある。

13. その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は審査のためにのみに使用する。
- (3) 本業務委託公募型プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。
- (5) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (6) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、個人情報の保護に関する法律及びその関係法令並びに石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとし、疑義を生じたときは、石川県と参加者の協議の上定める。